



太陽光発電設備をお持ちのみなさま
償却資産の申告は
お済みですか？

土地や家屋にかかる固定資産税のほかに、事業用の資産を対象とした
償却資産にかかる固定資産税もあります。

太陽光発電設備も 固定資産税の対象となる場合があります！

例えば

- 太陽光発電設備のある家を新築(購入)した
- 土地や家屋に太陽光発電設備をつけた
- 相続した家屋に太陽光発電設備がついていた
- 太陽光発電設備による電力を農業やアパート経営など、個人で事業に使っている

お心当たりのある方は、裏面の
「太陽光発電設備の申告チェックシート」
で確認してみましょう。

対象となる太陽光発電設備をお持ちの方は、償却資産の申告をお願いします。

申告の方法については、税務課資産税係へお問い合わせください。

お問い合わせ先
奥出雲町役場 税務課 資産税係(固定資産税担当)
電話0854-52-2671 FAX:0854-52-0461

償却資産の申告に関するQ&A

Q. 儻却資産とは何ですか？

A.

個人または法人で製造や小売、農業、アパート経営などの事業（一定の目的のために一定の行為を継続し、反復して行うこと）を営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用の資産をいいます。

Q. 税額の計算方法は？

A.

資産の取得価額と耐用年数を基に、税額の基になる課税標準額算出します。課税標準額に固定資産税の税率、1.55%を乗じて税額を計算します。
ただし、償却資産の課税標準額が150万円未満の場合には課税されません。

Q. 必ず申告しなければならないの？

A.

はい。裏面のチェックシートで確認した結果、申告対象となる資産をお持ちの方は申告をお願いします。

**事業を営んでいる方は、毎年1月1日現在の資産の所有状況を、
資産が存在する市町村へ1月末日までに申告していただく必要があります。**

課税標準額が150万円未満の方や、資産状況に変更がない方も、
事業を営まれている場合は毎年申告をお願いします。

Q. 太陽光発電設備を増設したり、所有者が 変わった場合にはどうすればいいの？

A.

太陽光発電設備を増設された場合や、相続、売買等で所有者が変わった場合には申告が必要となることがあります。お問い合わせ先までご相談ください。

太陽光発電設備の申告チェックシート

★スタート

